

回覧板

回覧板はよく見て早く回しましょう。

急がせる契約は
怪しいと疑う!!

ハッキリ
断る!!

払ったお金を
取り戻すのは困難。
納得いかない
支払いはしない!!



横須賀市マスコットキャラクター
スクリン

安易に
契約書等に
サインしない!!

横須賀市消費生活センター

相談専用電話 ☎046-821-1314 相談受付時間 平日9:00~16:00

上記時間外(平日16:00~19:00、土日祝休日9:30~16:30)は かながわ中央消費生活センター ☎045-311-0999 へ

協力：横須賀市連合町内会

点検商法

様々な口実で床下などを点検し「ひどい状態だ…」などと不安をあおって工事を契約させ、法外な料金を請求してきます。



例 ● 屋根のリフォーム工事 ● シロアリ駆除 ● 配水管の清掃 ● 浄水器や羽毛布団の販売 など

次々販売

いったん契約にこぎつけたお客のところを数ヶ月ごとに訪れ、様々なものを次々に売りつけてきます。契約するまで帰りません。



例 ● 健康食品・サプリメント・寝具・除湿マットなどの販売 ● 次々と繰り返す家のリフォーム

送り付け商法

頼んでいない商品を、勝手に送りつけてきます。受け取っても支払いの義務はありませんが、代金引換で受け取ってしまうと、返金が難しくなります。



例 ● カニなどの海産物 ● 健康食品 ● 政治や皇室の本 など

利殖商法

甘い言葉で勧誘し、実態の無いビジネスへの投資金を集めたり、大きなリスクのある先物取引商品等売りつけてきます。



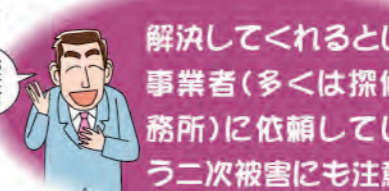
例 ● CO2排出権取引 ● 太陽光発電事業への投資 など

インターネットを使った 架空請求・不当請求

登録や利用をした覚えのない有料サイトからの請求や、無料サイトを見ていて、いきなり会員登録になるなど、携帯電話やパソコンを通じた架空請求・不当請求が増えています。

被害に遭わないために次のことを心がけましょう。

- 1 利用していなければ払わない。
不安をあおるような文面にひるまず、身に覚えのない請求は無視しましょう。
- 2 個人情報教えない。
こちらからは絶対に連絡しないこと。
(メールの返信・開封通知・問合せ電話など)
- 3 証拠を保存する。
架空・不当請求のメール等は、証拠として保存(印刷)しておきましょう。



保護者の皆さまへ 携帯電話やパソコンを通して小学生・中学生・高校生が被害にあうケースが増えています。
● インターネットの使い方や危険性について定期的に話し合い、子どもがどんな使い方をしているか把握しておきましょう。

ダマされないで!!

もしものときは **クーリング・オフ** を活用しましょう。

- クーリング・オフは、契約してしまっても、一定の期間内であれば、無条件で解約できる制度です。
- 訪問販売などで強引な勧誘を受け、意思の定まらないままに契約をしてしまった場合など、一定の取引形態に適用されます。

クーリング・オフが可能な期間は…

訪問販売	8日間	特定継続的役務提供	8日間
電話勧誘販売	8日間	業務提供誘引販売取引	20日間
連鎖販売取引	20日間	訪問購入(訪問買取)	8日間

クーリング・オフの方法

1. ハガキに上記の事項を書く。
2. 控えとしてハガキの表裏ともコピーを取る。
3. 簡易書留・特定記録郵便など記録の残る方法で販売会社に通知する。

※クレジット契約をした場合は、クレジット会社にも同様の通知をする。
 ※クーリング・オフの期間を過ぎていた場合でも契約書面の不交付や不備などがあれば、交渉できる場合もあります。



詳しくは、消費生活センターにお問い合わせください。

通知書

申し込み(契約)日 ○○年○○月○○日

商品名 ○○○○○○

商品価格 ○○○○○○円

販売会社名 ○○○○○○

担当者名 ○○○○○○

右記契約を解除します。

尚、支払った金○○○○円を返金して下さい。

○○年○○月○○日

神奈川県横須賀市○○町○○番地

消費者 太郎

振り込め詐欺などの手口は日々、巧妙化しています。

電話の内容

- ★「●●だけど、助けて」「すぐに現金を用意して」などと身内の人間になります
- ★「未公開株を買ってくれば高値で買い取る」などと架空の投資話をもちかける
- ★「自分に代わって近くにできる老人ホームの入居権を申し込んで」と依頼し、後で「名義貸しは犯罪だから逮捕される」と脅して、金を要求する

…など、次々と新しい手口が生まれています

送金の方法

現金は、二セ息子やその代理人等に直接手渡す方法がほとんどですが、郵便や宅配を使うケースもあります。



ダマされないために心がけましょう!!

- 1 留守番電話にする。
- 2 前もって合い言葉を決めておく。
- 3 お金を渡す前に家族や知人に相談する。
- 4 「自分だけはダマされない」と過信しない。

話を信じ、現金を用意したり、ATMを操作することは犯人の思うつぼ。
 まず一度落ち着いて、誰かに相談しましょう。



少しでも「？」と感じたら…

横須賀警察署 ☎822-0110
 田浦警察署 ☎861-0110
 浦賀警察署 ☎844-0110

便乗商法

話題になっているイベントや事件・災害等に乗じて、利益を得ようとする商法です。デマに惑わされず自治体等から発表される正確な情報を得ることが大事。



- 例 ●保険金でできると偽った屋根のリフォーム
 ●オリンピック関連事業への投資 など

マルチ商法

「人を誘って入会させれば絶対に儲かる」という誘い文句で入会させ商品を購入させる商法。被害にあうだけでなく、自分が加害者になってしまうこともあります。



催眠(SF)商法

健康講座やオトリ商品を使って高齢者等を集め、巧妙な話術と群集心理で一種の催眠状態にして、高額な商品を売りつけます。



- 例 ●羽毛布団などの寝具 ●鍋などの調理器具 ●健康器具 など

訪問購入(押し買い)

突然訪問し、指輪などの貴金属を、不当に安い価格で、強引に買い取る商法です。断っても簡単には引き下がらないので、初めから話を聞かないこと。



※電話で「古着など何でも買い取る」と言って来訪する貴金属の買い取りにも注意

消費者ホットライン 《局番無し3桁》 ☎188 (イヤヤ!)

アポイントメントセールス

「〇〇が当たった」などと電話をかけて営業所等へ呼びだし、高額な商品やサービスを契約させます。



- 例 ●会員権 ●ジュエリー ●学習教材 など

展示会商法

電話、チラシなどで展示会場に誘い込み、購入を断りにくい雰囲気にして商品を売りつけます。



- 例 ●絵画 ●着物 ●ジュエリー など

お試し購入

テレビやチラシ等で、「初回限定価格」「お試し購入」などと宣伝し、初回のみ安く販売しますが、その後解約しようとしても複数回の購入などの様々な条件がついています。



- 例 ●健康食品 ●サプリメント ●化粧品 など

かたり商法

公的機関や有名企業の職員になりすまして訪問し、「義務になった」「法律が変わった」等の言葉でまどわして、商品やサービスを売りつけます。



- 例 ●消火器 ●火災報知器 ●浄水器の販売 ●排水管の清掃 など

※イラスト等の無断転載はご遠慮ください。

悪質商法

耐水

雨等に強い耐水紙を使用しています。